

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

令和2年12月16日(水)～令和3年1月15日(金)

(2) 計画(素案)の閲覧方法

① 柳井市ホームページ

② 文書閲覧

閲覧場所：市役所健康福祉部社会福祉課
市役所1階エントランスホール
市役所各出張所・連絡所の窓口

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

(4) 意見募集状況

応募者数 0人

応募意見 0件

2 柳井市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の規定に基づき、柳井市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)の策定のため、柳井市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること。
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること。
- (3) その他推進計画策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関又は団体に属する者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 警察機関
- (3) 保護司関係の地区組織
- (4) 福祉関係団体

3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 柳井市再犯防止推進計画策定委員会委員

団 体 名	役 職
山口地方検察庁	検事
山口保護観察所	企画調整課長
柳井公共職業安定所	所長
柳井警察署	生活安全課長
山口県柳井健康福祉センター	保健環境部副部長
柳井保護区保護司会	常務理事
柳井市更生保護女性会	会長
柳井地区自治会長協議会	会長
柳井市社会福祉協議会	事務局長
柳井市民生委員児童委員協議会	会長

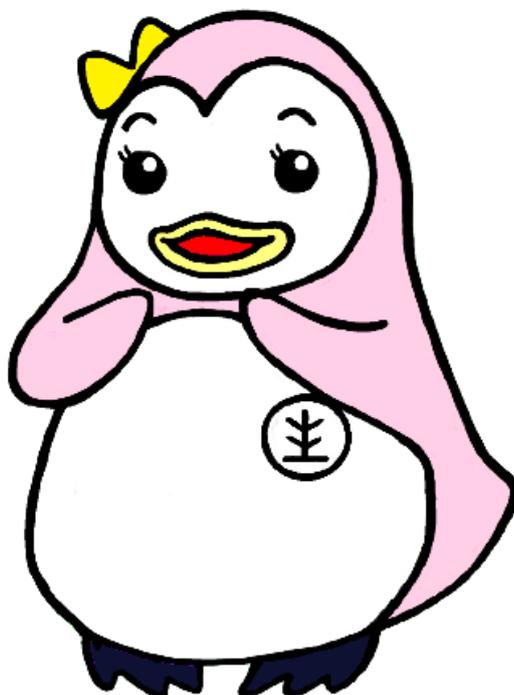


「柳井市再犯防止推進計画策定委員会」の様子

4 柳井市再犯防止推進計画策定に関わる担当部局一覧

(令和2年4月1日現在)

部 局	課 室 名
総務部	危機管理課
市民部	市民生活課
健康福祉部	社会福祉課 高齢者支援課 健康増進課
経済部	企業立地・雇用創造推進室
建設部	都市計画・建築課
教育委員会	生涯学習・スポーツ推進課 学校教育課



更生保護マスコットキャラクター
「更生ペンギンのサラちゃん」

<用語解説>

○保護観察所^(※1)

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護^(※20)及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

○生活困窮者自立支援事業^(※2)

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

○協力雇用主^(※3)

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主をいいます。

○生活困窮者自立支援事業住居確保給付金^(※4)

離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。

○居住支援協議会^(※5)

住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

○矯正施設^(※6)

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所^(※21)及び婦人補導院^(※22)を指します。

○地域生活定着支援センター^(※7)

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

○特別調整^(※8)

高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられるよう、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整です。

○民生委員・児童委員^(※9)

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

○福祉員^(※10)

地域住民から選出され、社会福祉協議会から委嘱を受けた地域福祉活動の推進

者です。

○**薬物乱用防止指導員** (※11)

県の委嘱を受け、児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師をいいます。

○**薬物乱用防止推進員** (※12)

県の委嘱を受け、地域において薬物乱用防止の啓発活動、相談及び指導を行うボランティアの人をいいます。

○**少年院** (※13)

保護処分の執行を受ける者などを収容し、矯正教育や必要な処遇を行っています。

○**少年サポートセンター** (※14)

少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。

○**保護司** (※15)

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整や相談を行っています。

○**スクールソーシャルワーカー** (※16)

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

○**更生保護女性会** (※17)

更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

○**BBS会** (※18)

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。

○**更生保護サポートセンター** (※19)

保護司会が地域の関係機関や団体と連携しながら、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、更生保護活動を行う拠点となるところです。

○**更生保護** (※20)

犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動をいいます。

○**少年鑑別所** (※21)

家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別 (※23)、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

○**婦人補導院**（※22）

売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている国立の施設です。

○**鑑別**（※23）

医学、心理学などの専門的知識及び技術に基づき、非行や犯罪に影響を及ぼした資質や環境上の問題を明らかにし、処遇に資する適切な指針を示すことです。

柳井市健康福祉部社会福祉課

郵便番号 742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820 (22) 2111 / FAX：0820 (23) 7566

メールアドレス：shakaifukushi@city-yanai.jp